

平成30年3月から適用する「公共工事設計労務単価」等の運用に係る特例措置のお知らせ

平成30年2月22日

県においては、国から公表された平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）について、平成30年3月1日から適用する予定にしております。

これにあわせて、平成30年3月1日以降に契約を締結する工事及び建設コンサルタント業務等のうち、平成29年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）を適用して予定価格を積算しているものについては、宮崎県公共工事請負契約約款第55条及び土木設計業務等委託契約書第52条の定めに基づき、旧労務単価及び旧技術者単価に基づく契約を新労務単価及び新技術者単価に基づく契約に変更するための請負代金額及び業務委託料の変更の協議を請求することができることとしましたのでお知らせします。

つきましては、請求される受注者におかれましては、速やかに受発注者で協議を行ってください。

なお、この措置による請負代金額の変更については、下記により算出するものとします。

記

1 変更後の請負代金額

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

k ：当初契約時点の落札率

2 変更後の業務委託料

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

k ：当初契約時点の落札率

3 お問い合わせ先

環境森林部 自然環境課 技術管理担当 TEL：0985-26-7164

農政水産部 農村計画課 技術管理担当 TEL：0985-26-7165

県土整備部 技術企画課 技術基準担当 TEL：0985-26-7047